

巨大災害発生に対する体制整備に関する意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしています。特に、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されています。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」を設置する方針を固め、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めていますが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠です。

よって、墨田区議会は、政府に対し、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、下記事項について速やかに対応するよう強く要望します。

記

- 1 南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
- 3 新設が進められている防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年12月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）